

第9回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年11月7日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、4番 山下理恵、
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、
11番 酒井博一、12番 矢野健巳、13番 ハジィフ泉、14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
9番 松本昌子、10番 垣谷征志
【推進委員】
2番 弘瀬正彦、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請について(1件)
議案第2号 農地法第4条許可申請について(1件)
議案第3号 非農地小証明願について(3件)
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について
議案第5号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

議長

みなさまこんにちは。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第9回農業委員会定例会を始めたいと思います。

早咲のローソンのところ、コスモスがきれいに咲きまして、よかったなと思ってる
ところですよ。

それでは早速ですが、本日の欠席は、〇〇さんと〇〇さん、そして〇〇さん、〇〇
さんの4名ですので、本日の会は成立いたします。そして本日の議事録署名人ですが、
〇〇さんと〇〇さんの2人をお願いしたいと思います。

それでは、会のほうに入っていきます。

まず議案第1号 農地法第3条申請1件出ておりますので、事務局のほうよりお願い
いたします。

それでは、議案書の1ページ目をお願いします。

議案第1号、農地法第3条申請、1件出ております。

番号1番、譲渡人、〇〇さんです。

譲受人、〇〇さんとなります。

申請地としまして、黒潮町熊井字ヤシキ200番2、畑、11平米、同じく字ヤシキ200
番4、畑、10平米、字辰巳ガ谷山369番口、畑、119平米、字カイマイ4544番、田、
2237平米、字大町460番1、田、1194平米、字大町480番、畑、69平米、字カゲ山
512番、畑、58平米となっております。

理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

3ページ目からお願いします。

まず、場所としまして7か所となっております。

まずこちらに掲載しております熊井の集落に点在しているものと、もう1か所だけ、
山の中にある場所となっておりますので、こちらの方のみ後での説明とさせていただきます。

こちら熊野の集落にですね、6か所ということで載せさせていただいています。

真ん中左側に見える白い屋根が吉門シメジさんの工場となっております、それ
から、南側の方に、高規格道路用の仮設の工事用道路がありますが、これがですね、
今この工事が終わります、原形復旧がされております、おおむね、元の田んぼ、
畑の形に戻っております。

写真が少しだけ古いので、まだ道路が残っている状態になっています。

次の4ページ目が、ゼンリンの地図となっております。

1-①②、それと1-⑦、3か所の場所を示しております。

次の5ページ目になりますが、これが①番と②番の拡大航空写真となっております。

6ページ目が、こちらの場所の公図となっております。

続きまして、7ページ目が、この場所の現況写真となっております。

手前に道路がありまして、申請地があるんですけども、それと奥の畑があるんです
けども、その間にですね、水路が流れている状況となっております。

ご覧のとおり鉄板などが敷かれておりますので、その下に水路が通っています。

続きまして、8ページ目が、1-④、1-⑤の拡大航空写真です。

こちらの熊井で基盤整備された広い田んぼとなっております。

続いて、9ページ目と10ページ目が、④番⑤番の場所の公図になっています。

続きまして、11ページ目、12ページ目が、現況写真となります。

水稻がきれいに耕作されている場所になります。

13ページ目が、⑥番の拡大航空写真です。

同じく14ページ目が、公図となっております。

そして、15ページ目が、こちらの現況写真となっております。

現状は、草刈り等の管理はしているようですが、現在休耕中で、特に何か作物を植
えているという状態ではないようです。

続いて、16 ページ目が、⑦番の場所の拡大航空写真です。

今、申請地と重なる場所に道路が見えておりますが、この道路なども高規格道路工事の進捗に伴い、原型復旧されておりました、畑の元の状況に戻っております。

17 ページ目が、こちらの公図となっております。

続いて、18 ページ目が、現況写真となります。

こちら、奥のほうに山がありまして、そこに工事用道路があった形跡が残っておりますが、今は元に戻された状態となっております。

次の 19 ページ目をお願いします。

こちら、一箇所だけ、集落から離れてまして、山の中にある場所となります。

左下の方に熊井集落が見えておりました、左上のほうに不破地区の集落が見えております。

以前、この付近一帯が果樹栽培地域だったようで、かんきつ類などが数多く植えられていたそうです。

20 ページ目が拡大の航空写真です。

こちらの現場、山林の中でなかなか行けなかったのも、この拡大写真での現況確認とさせていただきます。

21 ページ目が、公図となっております。

続きまして 22 ページが農地法第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲受人、〇〇さん。譲渡人、〇〇さんです。

第 2 項第 1 号、全部効率利用につきまして、譲受人は、水稻を耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と奥様となっております。所有機械はありません。

こちら耕作についても、集落の方と一緒に協力してやりながら、耕作されているようで、機械も借りて作業をされているという状況のようです。

第 2 号、第 3 号は該当ありません。

第 4 号、農作業常時従事につきましては、年間 200 日の作業従事日数となっております。

第 5 号については該当ありません。

第 6 号につきまして、所有権移転後は、水稻や露地野菜を耕作するほか、山間の畑においては、果樹栽培を検討しているようです。周辺状況に影響はないものと見込まれます。

最後の山林の中にありました畑についても、一応、果樹栽培、かんきつ類について、今後検討をしていきたいという思いもあるようなので、非農地とはせずに、この 3 条申請での手続とさせていただきたいということでした。

事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この件については担当委員さんのほうより説明をお願いします。

〇〇委員 11 月 3 日に〇〇さんと、現地に行ったがですけど、ご本人の〇〇さんには会えなかったもので、ご近所の方に話を聞いたかですけど、〇〇さんはもともと〇〇におられた方で、土地を〇〇さんに譲るといふかたちのようです。説明があったように、田んぼなど、きれいにつくられているようです。

特に問題はないと思います。以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんの説明が終わりました。

この 3 条申請の 1 番について、質問、意見ございませんか。
ないですかね。

〇〇委員 18 ページの場所なんかも、非農地証明でなく 3 条申請で手続きするがやったら、表土を入れて耕作せないかんかもね。

事務局 実はですね、今回、譲受人の〇〇さんに、譲渡人の〇〇さんの方から、全てお譲りしたいということで、この 3 条申請と、議案第 3 号の非農地証明願の方法と分けて出てきておまして、それぞれ現況に基づく方法ということで申請がなされております。

議長 そのほか、ございませんか。
今からは、耕作ができなくなって、どなたかに譲りたいという案件が増えてくるかもしれないですね。
意見がなければ、承認を取りたいと思います。
それでは議案第 1 号の農地法 3 条申請、1 番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。承認されました。
続きまして議案第 2 号農地法第 4 条申請、農地の転用について出ていますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 また、1 ページ目をお願いします。
議案第 2 号、農地法第 4 条申請 1 件出ております。
申請人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町川奥字エラ 60 番 1、畑、613 平米のうち 10.2 平米、理由としまして、これまで利用していた集落の共同墓地は交通の便が悪く、また手狭であったため、一般的な納骨堂を置くことが難しかった。そのため、自宅近くに新たに墓地を設置するとのことです。
23 ページ目からお願いします。
まず、場所ですが、国道から川奥のほうに入っていく道路沿いの場所となります。
南側のほうに荷稻駅が見えておりますが、荷稻駅から 200 メートルぐらい北に行った場所となります。
24 ページ目が、ゼンリンの地図となっております。
こちら、申請地のすぐそばに〇〇見えておりますが、こちらが〇〇となります。
続いて、25 ページ目が拡大の航空写真です。
こちら、農地がかなり面積広くなっておりまして、道路沿いから斜面に向かって高くなっているんですけども、段々になってるような場所で、農地としては面積が広い場所となっております。
この赤枠線がですね、この境界をたどったものですが、このうちの青い四角、こちらが農地転用する場所、10.2 平米となります。
26 ページ目が、公図となります。
先ほど申しあげたように、四角い青枠の場所が申請地でして、今回の 60 番 1 の申請地と、それから右側に見えます 63 番 1 にまたがっておりますが、63 番 1 は山林となっておりますので、特に転用等は不要ということで、こちらの筆を一体的利用していくということで出てきております。
続いて、27 ページ、28 ページが、土地利用計画図となっております。
28 ページ目にあります面積について、このコンクリートを打設する範囲が、4 m²×4 m²の正方形となっているようです。
それから下の方に行きまして、断面図となりますが、この点線でたどられているものが、今の法面の形状のようです。
それを、この黒い実線のような形で、少し掘削しまして墓地の敷地とするということになっているようです。
続いて、29 ページ目が完成図面となっております。
30 ページ目、現況写真となりますが、この赤い枠のところ、転用予定地となりま

して、ここの石垣がありますが、石垣の下のところあたりが、申請地と 63 番 1 の境界線が入る場所となります。

この境界線から石垣の裏の方については、地目は山林になっている場所です。石垣から手前は農地ですので、こちらの分は転用が必要となる場所になります。

31 ページ目が、撮影場所として、北側のほうから南に向かって撮った写真なんです。右のほうに国道へ出てくる道路が見えております。

青枠線で囲んでいるところが、申請地のあたりの場所となります。第 2 号につきましては以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんの方よりお願いします。

〇〇委員 見たところ、かなり勾配のある棚田になっている。斜面の下の方に行けば、勾配がもう少し緩やかだが、申請者ご自身がピンポイントでこの場所がいいらしいです。特に周囲に影響はないので、問題はないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局 ちょっとごめんなさい。
土地利用・排水計画について、説明が一部抜かっておりましたので、再度、説明させていただきます。いいですか。
先ほど申し上げたように、土地利用については、裏側にあります 63 番 1 の場所を一部掘削して、申請地とあわせて、高さ 1 メートルのコンクリートの台座を敷き、その上に墓石を設置すると、いうことになるようです。
特に、造成地の盛土などは行わないということです。
排水計画については、敷地内の自然浸透となります。
資金計画については、造成費としまして〇〇円、建築費としまして〇〇円、合計〇〇円で、〇〇で施行予定ということです。
隣接農地等については、26 ページ目を見ていただきたいのですが、申請地北側、66 番に畑がありますが、これに隣接しているわけではないので、営農の支障はないというふうに考えられます。
その他、墓地埋設法に係る幡多保健所への手続については、並行して手続を行っているということです。
事務局から以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
墓地の場合は、周辺の農地以外にも、住民の同意はいらんがかね。幡多保健所の手続きの時。

事務局 墓地埋設法の中では、設置場所の半径 100m 内に居宅がある時は同意がいるという事だったと思います。そこについては、申請者側が並行して手続をしていることと思います。

議長 この件について、質問ありませんか。
100 メーター言うたら、23 ページの航空写真見たら結構ありそうなね。

〇〇委員 〇〇以外は、100m 以上離れてるように思う。

議長 そうか、ここは〇〇やね。

この件について、質問意見はありませんか。
なければ、承認を取りたいと思います。
議案第2号の4条許可申請について、承認する方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして、議案第3号の非農地証明願について3件でしておりますので、事務局のほうよりお願いいたします。

事務局 議案書の2ページ目をお願いします。
議案第3号、非農地証明願です。
まず、番号1番、願出人〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町熊井字ヤシキ198番3、畑、90平米、願出理由としまして、30年ほど前まで耕作していたが、事情により耕作をやめた。その後、電気、水道事業のため、現状のとおり整地した状況となっているとのことです。
32ページからお願いします。
まず、場所になりますが、先ほど3条申請の1番でご説明しました熊井の申請地の付近にある場所となります。
こちら願出地として、丸で囲んでおりますが、ここの場所に、先ほど3条申請で譲受けをする小橋さんですね、ご自宅がある場所となっております。
33ページが、ゼンリンの地図となっております。
34ページが、拡大の航空写真です。
35ページが公図となっております。
こちら願出地が、畑となっておりますが、198番1とそれから199番、こちらが先ほど3条申請の譲受人さん、自宅敷地とかがありますが、198番1、199については、地目宅地となっております。
36ページ、37ページが現況写真となります。
ご覧いただくとおり、宅地の中で、ここだけ一部農地として残っていたので、今回、非農地証明が出てきたものです。
事務局から以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明は終わりました。
担当委員さんのほうより、お願いします。

〇〇委員 この居宅はもともと、譲渡人の〇〇さんのご実家で、以前は〇〇さんが住まわれていたのですが、私も伺ったことがあるがですけど、現在は、〇〇さんがここに住まわれています。
現況も、36ページ、37ページで見えるように、宅地敷地としてコンクリートで固めた部分と、子どもさんを遊ばせる部分となっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
本件について質問、意見はございませんでしょうか。
36ページの写真を見ても、現況宅地ですが、登記簿上は畑のままやったので、今回の非農地証明願が出てきたものと思われまので、認めてよいのではと思っておりますが、意見、質問ございませんかね。
ないようでしたら、議案第3号の非農地証明願の1番について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。挙手全員で承認されました。
続きまして、2番についてお願いします。

事務局 非農地証明願の番号2番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町御坊畑字コエト804番、畑、238平米、願出理由としまして、約40年前まで耕作をしていた。その後、耕作をやめた後、平成元年に納屋・車庫を建て、現在に至るとのことです。
38ページ目からお願いします。
まず、場所ですけども、御坊畑の集落の中にある場所となります。
以前、ここのすぐ近くで非農地証明があがってきまして、何度か、連続的に上がってきていた場所となります。
次の39ページ目が、ゼンリンの地図となります。
40ページ目が、拡大の航空写真です。
こちらに書いてあるとおり、車庫、倉庫が建っておりまして、なかなか耕作できる場所というスペースが残っていない状況です。
続いて、41ページ目が公図となっています。
続いて、42ページ目が現況写真となります。こちらが表側から見た写真なんですが、裏側から見た写真が43ページとなっております。
ご覧いただくとおり、もう車庫と納屋以外の場所も、草木が生えてですね、なかなか耕作出来ない状況ということになっています。
事務局のほうから以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんの方からお願いします。

〇〇委員 地目畑なのですが、肩下がりの何ともならんところで、大豆とか小豆とか植えてましたけど、ちょっと田んぼの面積が増えてきたもんで、納屋がないということで、バックホウで造成して、現在に至っています。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
この非農地証明願の2番に関して、質問意見ありませんか。
42ページを見ても、宅地になっておりますので問題ないと思いますが、意見はございませんか。
ないようでしたら、議案第3号の非農地証明願の番号2番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして議案第3号非農地証明願の3番について、事務局よりお願いいたします。

事務局 証明願の番号3番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮鞭字コグタ山1689番、畑、214平米。願出理由としまして、少なくとも30年以上前に耕作をやめ、草木が繁茂し、現在は山林化しているのです。
こちら、継続的に非農地証明願の手続を行っております鞭の宅地造成予定場所となっております。
44ページからお願いします。
場所としまして、右上のほうに土佐ユートピアカントリークラブが見えておりますが、そこの少し南側に当たる場所となります。
次、45ページ目が、ゼンリンの地図です。
46ページ目が、拡大の航空写真となっております。

先月、こちらの場所のすぐそば、左側に 1688 番という場所がありますが、こちらの非農地証明願が出てきておりました。

山の中でして、今回も現場まで行けておりませんので、この拡大航空写真にて現況確認とさせていただきたいと思います。

47 ページ目が公図となっております。

事務局から以上です。

議長

ありがとうございました。

非農地証明願の 3 番の説明が終わりました。

いつもの願出場所ですが、担当委員さんのほうにより説明がありましたら、もうよろしいですかね。

毎回、今後も出てくると思う場所ですが、もう山林化して、なかなか現場まで踏み込めないような、航空写真で現況が分かる場所ですので、これで承認できたらと思います。

それでは、非農地証明願の 3 番について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

挙手全員で承認されました。

続きまして、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について、本日、資料が配布されていますが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 1 ページ目をお願いします。

本日お配りしました、利用権設定の資料をお願いします。

まず、番号 7-29、大方 7-29、貸付人、〇〇さんです。

借受人、高知県農業公社です。

設定期間としまして、令和 7 年 11 月から令和 17 年 11 月までの 10 年間となっております。

場所としまして、黒潮町市野々川字タキ山 1060 番、田、1323 平米、作目水稻で、〇〇となっております。

こちら、米、現物での支払となっております。

こちらが、農地中間管理機構と利用権設定後、〇〇さんと利用権設定を行います。

こちら、これまでの設定分の再設定となるものです。

利用権設定について、以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

再設定ということで、今までも契約していた分が、期間がきたので更新するものと思われま。

契約書の内容が次ページから載っておりますが、これについて質問はありませんかね。よろしいですか。

それでは、承認をとりたいと思います。

議案第 4 号について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

挙手全員で承認されました。

続きまして議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金計画借入に関する協議について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

本日お配りしました議案第 5 号の資料をお願いします。

認定農業者の経営改善資金借入れ計画に関する協議について、ご説明します。

まず、申請者、〇〇さんです。

内容が、田植機の更新となっております。

1 ページ目からお願いします。

こちら、計画の認定申請書ですけれども、〇〇さんからの申請となります。

続いて2 ページ目ですが、制度資金の借入希望額としまして、〇〇円となっております。

その下の経営規模のところですが、従事者としまして本人と奥様となります。

経営規模の現況としまして、田んぼ 300 アール、施設のほうが4 棟で、2700 平米となっております。

続いて、3 ページ目をお願いします。

まず1 番上の事業計画ですが、こちらについては、経営状況が安定しており米価が上昇しているタイミングで、田植機を更新し定植時の作業効率の改善を目指す。関係機関等から、栽培技術に関する情報収集を行い、栽培管理の適正化に努める。施設や機械の導入時にあたっては、有利な制度資金や補助事業を活用していく、とのことです。

その下、投資資金計画につきまして、まず田植機の更新で、こちら規模が RXP-4A です。

必要額としまして、〇〇円、このうち借入金が〇〇円、自己資金が〇〇円となります。

その少し下に下がります、ウの収支実績・計画のところですが、まず直近の実績としまして、主要第1 品目、葉たばこで180 アール。収量3956 キログラム、収入が〇〇円となります。

第2 品目として、施設イチゴ、15 アール、収量3384 キログラム。

収入額が、〇〇円となっております。

第3 品目で、水稻、290 アール、1800 キログラム、収入額が〇〇円となります。

この中で目標としまして、第1 品目の葉たばこが180 アール、4000 キログラム、〇〇円です。

第2 品目のほうの目標が、施設イチゴで、15 アール、3300 キログラム〇〇円。

第3 品目、水稻、290 アール、2700 キログラムで、収入〇〇円となり、今回のこの資金計画については、水稻について効率化を目指していくということで出てきているものです。

続いて隣の4 ページ目になります。

今回の借入れ時期につきましては、令和7 年12 月1 日となります。

最終償還期限が、令和14 年の5 月31 日。

償還日としまして、年1 回、5 月31 日となります。

償還金額については、1 回目が〇〇円、2 回目以降が〇〇円で、支払いをしていきます。

次の5 ページ目をお願いします。

ちょっとこちらの文字が小さくなっており、申し訳ありません。

申請者の方の借入金につきまして、こちらに載っております〇〇が実行されております。

今回の田植機のほかに、被覆資材更新やトラクターの更新などがあります。

償還計画につきまして、こちらの全ての借入金の償還額が合計されたものが、その水色で網かけしているところに出てきております。

令和7 年でしたら、〇〇円、翌年が〇〇円、ということで年額がそれぞれ出てきております。

これにつきまして、ごめんなさい少し手前の3 ページ目に戻しまして、3 ページ目の1 番下のところなんです、こちら収入が、〇〇円、そのうち、支出が〇〇円、減価償却が〇〇円で、所得としまして〇〇円が残ります。

この中から、家計費としまして〇〇円が引かれます。

ここに、減価償却費というのが実際マイナスにならないので、ここにプラスすることが出来ます。

それで償還財源としまして、〇〇円が出てきますので、先ほどご説明した、年額の支払い、償還額を上回っておりますので、償還が可能ということで出てきております。少しとびまして6ページ目が、見積り書になっております。7ページ目以降が、カタログとなっております。事務局から以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これについて、質問意見を聞きたいと思います。
質問意見ありませんか。

〇〇委員 ここで分らんかもしれんけど、5ページの上のところの借入金の一覧ですが、5つくらいあるけど、同じ近代化資金で、こんなに利子が違うもんなのがですか。かたや2.1%あるけど、片方は0%になっちゃう。どうしてこんなに違うのかなと。

事務局 そうですね。
少し確認させていただいてよろしいですか。

(5分間休憩)

事務局 お待たせしました。
確認してまいりました。
利子については、近代化資金の元の利率というのが毎月変わっているらしいです。その中で、国県からの利子補給っていうのが必ずされている。毎回、国県から補助のような形で利子補給がされてるようです。その利子補給は、やっぱり予算があって、それがどれだけ受けれるかっていうのがあるみたいで、今回の分の利子補給が実行されても、まだ利子が2.1%の水準で残っているので、その受けられる利子補給がちょっと少なかったというふうになるようです。
これが十分受けられたら、ゼロになるということです。
そこはもう予算、国県の予算によるところのようなので。

〇〇委員 その年で変わるということ？

事務局 そうですね、元の近代化資金の利率っていうのも変わっておりますし、受けられる利子補給というのも、そのときの予算次第というところで、変わっているようです。

〇〇委員 確か、件数によって違うというのは聞いたことがある。

事務局 そうですね。
件数が少なかったら受けられるものは大きいかもしれないんですけど。

議長 事務局が確認しまして、近代化資金の利子については、利子の補給で変わっているようです。
ほかに質問ありませんかね。

〇〇委員 申請者の〇〇さんは、イチゴも水稻も頑張って耕作されていると思います。

議長 はい、ありがとうございます。
ほかに質問なければ承認を受けたいと思います。
議案第5号の認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、承認される

方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
これで、本日の議案は全て終了しました。

(午後 3 時 03 分終了)